

障害児の地域区分

●障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法の施行による障害児支援の報酬の1単位単価の見直し

＜現行＞

	1級地 18%	2級地 15%	3級地 12%	4級地 10%	5級地 8%	6級地 6%	7級地 3%	その他 0%
知的障害者通所施設支援 知的障害者通所施設	11,12円	10,93円	10,74円	10,55円	10,37円	10,19円	10,01円	10円
児童デイサービス	* 障害者の地域区分は5区分							
重症心身障害児(者)通所事業	—							
肢体不自由児通所施設支援	10円							
児童デイサービス(若年)	* 障害者の地域区分は5区分							
重症心身障害児(者)通所事業(若年)	—							
—	—							
知的障害者施設支援	併設する施設が主たる施設の場合	11,00円	10,84円	10,67円	10,50円	10,33円	10,17円	10円
	当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11,12円	10,93円	10,74円	10,55円	10,37円	10,19円	10円
	第二種自閉症児童施設の場合	11,10円	10,92円	10,73円	10,54円	10,37円	10,19円	10円
	児童	併設する施設が主たる施設の場合	10,99円	10,83円	10,66円	10,49円	10,33円	10,17円
若年児施設支援	児童	併設する施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11,11円	10,93円	10,74円	10,55円	10,37円	10,19円
	児童	併設する施設が主たる施設の場合	11,08円	10,90円	10,72円	10,54円	10,36円	10,19円
	若年児	併設する施設が主たる施設の場合	11,11円	10,93円	10,74円	10,55円	10,37円	10,19円
	併設する施設が主たる施設の場合	11,16円	10,97円	10,77円	10,58円	10,39円	10,20円	10円
肢体不自由児通所施設支援	併設する施設が主たる施設の場合	11,10円	10,92円	10,73円	10,54円	10,37円	10,19円	10円
第一種自閉症児童施設支援	10円							
肢体不自由児施設支援	10円							
重症心身障害児施設支援	10円							
—	—							

＜見直し後＞

	1級地 18%	2級地 15%	3級地 12%	4級地 10%	5級地 8%	6級地 6%	7級地 3%	その他 0%
障害児通所施設支援	児童発達支援センターの場合	11,12円	10,93円	10,74円	10,55円	10,37円	10,19円	10円
	児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	11,08円	10,90円	10,72円	10,54円	10,36円	10,18円	10円
	主たる対象が重症心身障害者の場合	11,37円	11,14円	10,91円	10,70円	10,49円	10,29円	10円
	医療型児童発達支援(含:指定医療機関)	10円						
障害児入所支援	放課後等デイサービス	11,08円	10,90円	10,72円	10,54円	10,36円	10,18円	10円
	重症心身障害者以外の障害者の場合	11,37円	11,14円	10,91円	10,70円	10,49円	10,29円	10円
	主たる対象が重症心身障害者の場合	11,12円	10,93円	10,74円	10,55円	10,37円	10,19円	10円
	保育所等訪問支援	11,12円	10,93円	10,74円	10,55円	10,37円	10,19円	10円
障害児入所支援	知的障害者施設の場合	11,00円	10,84円	10,67円	10,50円	10,33円	10,17円	10円
	併設する施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11,12円	10,93円	10,74円	10,55円	10,37円	10,19円	10円
	自閉症の場合	11,10円	10,92円	10,73円	10,54円	10,37円	10,19円	10円
	児童	併設する施設が主たる施設の場合	10,99円	10,83円	10,66円	10,49円	10,33円	10,17円
	児童	併設する施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11,11円	10,93円	10,74円	10,55円	10,37円	10,19円
	児童	併設する施設が主たる施設の場合	11,08円	10,90円	10,72円	10,54円	10,36円	10,19円
	若年児	併設する施設が主たる施設の場合	11,11円	10,93円	10,74円	10,55円	10,37円	10,19円
	併設する施設が主たる施設の場合	11,16円	10,97円	10,77円	10,58円	10,39円	10,20円	10円
	肢体不自由の場合	11,10円	10,92円	10,73円	10,54円	10,37円	10,19円	10円
	自閉症の場合	10円						
障害児相談支援	医療型児童発達支援(含:指定医療機関)	10円						
	肢体不自由の場合	10円						
	重症心身障害者の場合	10円						
	重症心身障害者の場合	11,08円	10,90円	10,72円	10,54円	10,36円	10,18円	10円

＊ 下線は官署が所在しない地域等

現行の障害者の地域区分

地域区分を適用する市町村の区域については、平成18年4月1日。

平成15年4月4月2日から18年4月1日の間に、市町村合併により、A市にB町が編入してA市になった場合や、A市とB市の合併によりC市を新設した場合は、平成18年4月1日時点の合併後の市町村の区域を基準として表を見る（ただし、児童デザインサービスから児童発達支援等への移行に係る上乗せ割金の変動については、山口県下関市と合併した旧菊川町、旧豊田町、旧豊浦町及び旧豊北町、福岡県久留米市と合併した旧田主丸町、旧城島町及び旧三潁町並びに福岡県飯塚市と合併した旧筑穂町、旧庄内市及び旧頼田町については、平成27年4月1日から下関市、久留米市又は飯塚市の区域として取り扱うこととし、平成24年度から26年度までの経過措置期間中の上乗せ割金は0%とする）。

市町村合併等を踏まえ、今後変更が^きあり得る。